

兒童福祉論

有斐閣双書

児 童 福 祉 論

一番ヶ瀬康子 編



有斐閣双書

入門・基礎知識編

編者紹介

一番ヶ瀬康子 (いちばんがせ やすこ)

1927年 東京に生まれる

1956年 法政大学大学院社会科学研究所卒

現在 日本女子大学教授

主著『社会福祉事業概論』(誠信書房)『アメリカ社会福祉発達史』(光生館)『現代の婦人問題』(ミネルヴァ書房)『現代社会福祉論』(時潮社)『日本の児童福祉』(ドメス出版)『児童福祉論』(国土社)『保育一元化の原理』(勁草書房)



有斐閣双書

児童福祉論

¥ 1,000.

昭和49年9月20日 初版第1刷発行

昭和54年8月15日 初版第5刷発行

編者

一番ヶ瀬 康子

発行者

え ぐさ ただ あつ
江 草 忠 允

東京都千代田区神田神保町2-17

発行者 株式会社 有 斐 閣

電 話 東 京 (264) 1311 (大代表)

郵便番号 [101] 振替口座東京 6-370 番

本郷支店 [113] 文京区東京大学正門前

京都支店 [606] 左京区田中門前町44

印刷 大日本法令印刷株式会社・製本 稲村製本所

© 1974, 一番ヶ瀬康子. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

1336-097441-8611

はじめに

現在の子どもの生活は、大人以上に、危機にあるといったら、いいすぎであらうか。交通事故でも、公害でも、また今日の悪性インフレのもとにおいても、大人以上に速くまたより深く、その影響をうけるのは子どもたちである。子どもたちの生活は破壊されその人権はうばわれているのである。しかも、子どもたちは、それを知らない。知っていても、表現できない。訴える社会的力をもっていない。それだけに、私たち大人の子どものに対する責任は、大きい。そして重い。そのうえ子ども時代のことは、たんにその時代で終わらない。それは、生涯の基礎づくりの時期として、生涯影響し規制していくのである。後では、とりかえしのつかないことになっていくのである。

私たちは、この子ども時代の問題を、現代資本主義の社会のなかでの社会問題としてとらえ、その解決への営みを日常的にしかも歴史的な展望をもって行なおうとするものである。その想いをもったものである。そして、そのためには、何よりもまず、子どもの問題を、社会科学적으로とらえ、明確にしたいと考える。とりわけ、それを児童福祉制度・政策に焦点をあてて、行なおうとするものである。なぜなら現実の問題解決には、まず正確な現状把握と科学的分析にのっとってこそ、より意味のある実践が生まれる。現状把握と現行制度、政策の科学的批判なしには、真に創造的实践は生まれないと思うからである。

この本は、以上のような姿勢のもとで、三年間続けてきた現場と大学それぞれの研究者有志が集まった児童福祉問題研究会での討論を、前提として編集されたものである。しかし、各分担内の叙述は、執筆者各自の責任においてなされたものであり、たまたま年長者であるが故の編者が、各編、各章の位置づけにかんし、必要なときにのみ加筆したにすぎず、その意味では、決して画一的に統制したものではない。また、一つの論としてその体系化が完結したものではない。

だが、それだけに私たちの願いは、大きい。それは、この本が、大学でま

2 はじめに

た現場であるいはその他の学習グループで、ひとつの素材となり刺激となつてほしいということである。それを通じ、より充実した児童福祉論への一歩となり、さらに、何よりも日本の子どもたちの幸福への一助となればと願うのである。御意見や御批判をとくに切望する次第である。

最後に各執筆者の個人的事情もあって、さまざまな迷惑をかけたにもかかわらず、この本の完成を推進してくださった有斐閣編集部の千葉美代子さんに心から感謝する。

1974年8月15日(敗戦記念の日)

二度と子どもたちを戦争にまきこまないために

一番ヶ瀬康子

目 次

プロローグ 今日の子どもの生活の現実と児童福祉	1
1 養護施設で暮す子どもたち	1
2 今日の児童の生活環境と児童問題	4
3 児童福祉政策と行・財政	6
4 施設児童の生活、問題の再生産性	7
5 児童福祉の今後の課題	9
I 部 児童福祉の理論	11
Ⅰ 章 児童福祉の歴史	11
歴史の意義 (11) 原始時代 (11) 古代社会 (12) 封建制社会 (13) 救貧法下の子どもたち (14) 産業革命期の子どもたち (15) 近代的児童観の成立 (16) 博愛事業の発生と救貧院の分化 (17) 帝国主義段階の改良活動 (18) 現代資本主義下の児童政策 (19) 子どもへの権利への確認 (20)	
Ⅱ 章 児童問題と児童福祉	21
A 児童問題の論理	21
児童問題研究の意義 (21) 児童問題の歴史的規定 (22) 児童問題認識の契機 (23) 「児童」概念の歴史性 (25) 児童の生活構造 (26) 発達可能態としての児童 (27) 児童問題生成の諸契機 (28)	
B 生活問題	29
家族生活検討の意味 (29) 資本主義社会の家族と育児 (29) 労働者家族の児童養育費 (30) 労働者家族の育児時間 (32) 現代児童の生活空間 (33) 1人っ子問題 (34) 核家族化の影響 (35) 現代生活問題の特質と児童 (35)	
C 小児保健	37
健康問題の成立と小児保健 (37) 小児保健と児童福祉 (39)	

ii 目 次

D 教 育	46
生存権と発達保障 (46) 国家独占資本主義社会と教育 (46) 教 育の商品化 (47) 生活破壊と教育破壊 (47) 就学権の保障 (47) 障害児の発達保障 (48) すべての児童に等しい教育を (48) 生 活破壊と教育 (49) 福祉と教育の危機 (50) 能力主義と学校教 育 (52) 生涯教育論 (53) 教育と福祉の復権 (54)	
E 児童福祉への展開	56
児童問題と児童福祉対象 (56) 児童福祉的諸施策の系譜 (57) 政策としての児童福祉 (59) 児童福祉理念の発展 (61) 児童福 祉と関連領域 (62)	
Ⅲ章 児童福祉政策の本質と展開	67
資本主義社会と児童福祉政策の本質 (67) 政策の具体化としての 行政 (70) 政策展開とその要因 (73)	
Ⅳ章 児童福祉と社会運動	77
児童福祉の社会的契機 (77) 社会運動の成立と発展 (79) 社会 運動の役割と機能 (82) 改良の可能性と限界 (85)	
V章 児童福祉の分野と方法	89
I 児童福祉の分野	89
II 児童福祉の方法と技術	93
児童福祉の方法 (93) 児童福祉労働者 (94) 児童福祉労働の特 質 (96) 児童福祉労働の目標と内容 (97)	
Ⅱ部 日本における児童福祉問題の展開	101
は じ め に	101
I 章 児童福祉問題の現状	102
A 保 育 問 題	102
保育をめぐる実態——ある共働き家族の例から (102) 保育をめぐ る諸問題 (103) 保育問題の今後の発展方向 (105) 婦人労働権	

の保障と産休明け保育 (106) 子どもの発達権保障と産休明け保育
(107) 今日の保育問題と保育労働者の任務 (110)

B 児童館問題 112

児童の発達と環境 (112) 過疎・過密化と地域環境の破壊 (112)
児童の健全育成 (113) 児童館の法的基礎および内容 (113) 児
童館の設立経過 (115) 児童館の現状 (東京都の場合) (116)
児童館の今後の課題 (117)

C 養護問題 119

養護の意義——その法的性格と問題 (119) 今日の養護問題 (121)
養護問題の展望——権利としての養護へ (125)

D 障害児問題 127

児童福祉の底辺 (127) 保育と教育の場を求めて (129) 教育を
受ける権利の保障をめぐる (131) 施設処遇の課題をめぐる
(133)

E 非行問題 138

最近の非行傾向 (138) 非行問題とは何か (138) 国親思想とア
メリカの少年裁判所制度 (140) わが国の少年法をめぐる問題点
(141) 非行問題と家族 (143) 非行の克服と児童の福祉 (144)

F 年少労働問題 146

年少労働者保護の歴史 (146) 技術革新と合理化の時代における年
少労働問題 (148) 年少労働者のライフサイクル (149) 年少労
働者の生活実態 (150) 年少労働者の福祉を阻害する他の諸要因
(152) 年少労働者福祉対策 (153)

Ⅱ章 児童福祉制度の現状と問題 155

1 体系における問題点 155

体系を支える原理の問題 (155) 法構造上の問題 (156) 社会保
障体系とその制度的欠陥を基盤とする問題 (157)

iv 目 次

2	行財政における問題点	158
	行財政原理における問題 (158) 中央集権制と官僚制 (160) 地方自治体問題 (161) 民間社会福祉事業の問題 (162) 財政上の問題 (163) 劣等処遇・安上り委託・受益者負担の財政原則 (165)	
Ⅲ章	児童福祉労働者問題	168
1	児童福祉労働の位置	168
	児童福祉労働論の意図 (168) 児童福祉政策と児童福祉労働 (170) 児童福祉対象と児童福祉労働 (170) 児童福祉運動と児童福祉労働 (171)	
2	児童福祉労働の内容	172
	児童福祉労働の職種 (172) 児童福祉労働者の職務内容 (173) 児童福祉労働の内容規定 (174)	
3	児童福祉労働者の労働問題	176
	児童福祉労働者の労働条件 (176) 児童福祉労働者の賃金 (178)	
4	児童福祉労働者の労働運動と研究運動	179
	児童福祉労働者の労働運動 (179) 児童福祉労働者の研究運動 (180)	
Ⅳ章	児童福祉運動——保育運動が掘りおこしたもの——	182
エビローク	子どもの権利視点からの福祉計画	188
	今日の児童福祉状況 (188) 子どもの権利とは (188) 権利主体としての子ども観 (189) 子どもの生活と福祉計画への試み (191) 市民参加の原則 (194) 今後の課題 (194)	
◆資料		
	児童憲章 (197) 国連の児童の権利宣言 (198) 表 (201-216)	

フロローグ 今日の子どもの生活の現実と児童福祉

1 養護施設で暮す子どもたち

養護施設は全国に 521 施設あり、昭和 47 年 3 月現在、満 1 歳より 18 歳までの児童が 31,839 人暮している。養護施設で生活する子は児童福祉法の規定では、①保護者のない子、②虐待されている子、③環境上養護を要する児童となっているが、いずれも健全に育つべき基盤としての家庭環境を欠いたものである。児童福祉法以前は孤児院、育児院として、法律施行後は敗戦の巷にあふれた、戦災孤児、浮浪児、引揚孤児を収容し、その後は社会の急激な変化の中で作られた、社会・経済の変動によって家庭を破壊された児童が入所している。

これらの子どもたちの生活史は、約 32,000 人の施設児の例を典型として、その周辺にある無数の児童の今日の生活状況を物語るものでもある。

子どもたちの生活は、大人の生活状態によって規定される。生活環境としての労働や経済に強く左右されるからである。

楽しかるべき子ども時代が無残に碎かれ、小さい胸に悩み苦しみを抱き暮している子どもたちが、無数にいる現実を見つめなければならない。つぎにあげる作文は施設児童が、自己の生いたちを記述したものであるが、現代社会の家庭破壊を典型的に物語るものである。

わたしの小さいとき

秋田県 Y 養護施設中学 3 年

伊藤 たか子

わたしの小さいときといっても、小学校に入学してからしか記憶がないが、わたしの父は鉱山に働いていたようです。(中略) 母は年がら年中働いていました。わたしが小学校二年生あたりの頃はあんまりおこることもなかったのですが、小学校三年生頃からよくしかられるようになりました。その頃から父は大阪へ働きにゆきま

2 プロローグ

した。わたしには2歳位の妹がいました。母は田畑に行かなければならないので、いつもお守りやごはんを食べた後かたづけなどをやらされました。それが終わったら妹をおぶって学校につれて行かなければなりませんでした。一番いやなことは妹が泣いて勉強出来ないことと、おしめを取りかえることでした。

ある時先生方が集って授業を見ているとき、妹が泣き出して先生に「廊下に出なさい」と言われたとき「こんなやつなして生れたってや、いなければいいのに」と思ったりしました。隣の教室があいていたので、そこでおしめを保健の先生にとりかえてもらいました。それでも泣くのでミルクをのませようとしたのですが、ミルクがなくなっていました。こんなときわたしも泣きたくなりました。(後略)

ここへくるまでのこと

長崎県〇園中学1年

佐藤 よしみ

私はここに来る前は学校にもあまり行かないで毎日妹の子守りをしていました。子守りだけでなく、御飯炊き、掃除、その他、いろいろ家の手伝をしていました。毎日子守りばかりなので、面白くなく、友達と遊びたいといつも思っていました。私のお父さんは漁師です。仕事に出ていく日も帰って来ない時、お金が無くて困りました。一番悲しかったのはお母さんが病気になる入院してだんだん悪くなり死ぬかも知れない病気だと聞かされた時です。私は悲しくてたまりませんでした。(中略)なん日かたつてとうとうお母さんは死んでしまいました。私はもうどうしていいかわかりませんでした。朝起きてみるとお父さんはもう起きていて仏さまの前に座っていました。私は「お父さん」と呼んで見ました。お父さんは返事もしないで泣いていました。それを見てお父さんは私達よりもっと悲しいんだと思いました。しばらく家で皆いっしょに暮していましたがそのうち一番下の妹がおばさんの家にもらわれて行きました。つぎは私と弟でした。施設に行くことが決まって、私たちは相談所に連れて行かれました。(後略)

ぼくの家

愛媛県M養護施設中学1年

富山 信男

ぼくの家族は全部で4人います。でも5年生の時、お母さんが家出をしたっきりでまだ帰ってきません。

父はぼくが3年生の時、病院通いの途中道路を横断しようと思って渡っている時、

横から突然車がつっこんできて、お父さんははねられてしまい、足の骨を二本折って大谷病院に入院しました。それからぼくは病院から学校に通うようになりました。その頃からお父さんの頭は少しくるっているように思うようになりました。そしてぼくの家もむちゃくちゃになってしまったように思います。お母さんが家出したのもそのためかもしれません。(後略)

ここにあげた子どもたちの作文は、養護施設の全国組織である全国養護施設協議会(全養協)が「子どもの人権を守るために」の集会のために全国の施設の子どもから集めた作文のうちの三例であるが、そのいずれもが、子どもの澄んだ目を通してなぜ家族がバラバラになったかを見つめている。

炭鉱の閉山。貧しい漁師の出稼ぎ。交通事故。そのどれもが一生懸命に生きている家庭を破壊してゆく、貧しい底辺の生活はなんらの対抗すべき手段もないままに、家族が散り散りになってゆく状況を浮ぼりにしている。

養護施設への入所の直接的問題類型を昭和45年の厚生省調査で見ると、両親または父、母の行方不明によるもの27.5%、父または母の長期入院によるもの15.7%、両親の離別14.8%、両親または父、母の死亡13.1%、虐待、酷使、放任等7.2%、父または母の性格異常、精神障害5.6%、父または母の長期拘禁3.0%、両親の就労1.8%、棄児1.6%、その他9.8%となっている。両親の離別、死別、行方不明で全体の55.4%、なかでも行方不明のうち15.7%が母親の家出となっている。

一見この統計で見ると「親の無責任」といった厚生白書の評価が妥当のように見えるが、しかし子どもたちの作文にあるように、今日の家庭が社会の中で、底辺ほど、労働が正当に評価されずに収奪され、しかも高度経済成長の激しい変貌の中で、出稼ぎ、共稼ぎを余儀なくされ、賃労働が日本の二重三重の特殊な雇傭条件の中でさらに低賃金化されてゆく。こうした生活から疾病が始まりさらに悪循環の中に落ち込んでゆく。離別や家出はこうした状況に耐え切れずに行なわれてゆくもので、虐待や酷使や精神障害などが全体の12.8%もあることは、貧困が経済的生活条件から精神的生活条件へと拡がったことを意味している。

4 プロローグ

さらに昭和40年代の後半は家庭破壊の速度が増し、都市においては幼児の委託が収容依頼全数の50%を越え、年々増加している。また学校嫌い、登校拒否、自閉的症狀や情緒障害児の入所もふえ、昭和45年の調査でも指導上注意すべき問題行動のある児童が全体の30%にふえている。このことは、社会・経済の変動と児童問題が強く関係していることを証明している。

2 今日の児童の生活環境と児童問題

児童の生活環境は家庭がおかれている今日の社会・経済の状況を見てゆかなければならない。とくに1960年代のわが国の高度経済成長政策によって作られた社会変動に、大きく家庭がゆり動かされ破壊されたことである。

まず高度経済成長政策は産業構造を大きく変え、農業人口を切り捨て、工業化再編成を行なった。この工業化・都市化政策は、農家の出稼ぎや、炭鉱等の閉山による就業の再編成を行なった。昭和35年の農業人口が32.6%あったのに45年には15%台に減少してしまった。これと比例して都市の人口が過密になり、関東および京阪神の工業地帯では全国人口の70%もの密度になっている。この反面過疎地帯がふえ、全市町村の32.2%が特別措置を必要としている。部落をあげて都市に移住するとか、老人や主婦だけの村で、消防や村の行事ができないなどの悲劇も報じられている。30年と46年の全国の公立小中学校数を比べると4,302校減少している。都市のプレハブ校舎の急増を考えると、山村部で廃校、統合等がいかに大きいかかわかる。あまりにも遠い通学を苦にして自殺した小学生が静岡に出るなど、子どもの生活環境はきびしい現実にとらされている。

都市化は核家族化を急速に構成した。総理府の調査によれば、核家族が全家族にしめる割合は30年には62%であったが40年では68.1%、さらにこれを人口集中地区だけの比率で見ると76.3%となっている。このうえ物価高と低賃金は共働きを強要し、30年に28% (493万) 人であった女子雇用者の比率が、45年には33% (1,086万人) と全雇用者の3分の1にもなっている。さらに既婚婦人の人数は同期間に、100万人から450万人と4.5倍にふえて

いる。この現象は都市だけに限らず、新産業都市の青森県八戸周辺では早期マイクロバスが約30台も周辺農村に出かけて主婦労働を狩り集め夕方また送り返す等が近年の日常となっている。これらの主婦労働の63%が生活費のたしにするという就業理由であることを見ると、生活に迫られている家庭がいかに多いかがわかる。共働きの最大の問題は児童の保育であり、保育施設は23年児童福祉法制定当時1,470施設、135,000人であったものが47年15,289施設、1,340,610人と約10倍になっている。厚生省調査の推計でも50年末には185万人の保育要求があるとしているので、実数はもっとふえると思われる。東京都では300を越える無認可保育所が5,000人近い子どもを預っている現状からすれば、主婦労働の増加と併せてまだまだ保育所は必要である。

こうした労働や経済の急激な変化は、都市化や核家族化、過密や過疎問題に加えて、公害や交通事故、労災の増加で家庭を大きく破壊している。総理府の46年の調査によれば交通遺児は全国で60,366人、そのうち要保護の児童家庭は37.3%、労働災害の遺児は全国に34,688人、同じく要保護児童は43.1%となっている。

こうして家庭は、社会・経済の変動の直接的影響を受ける上に、労働が正しく賃金評価され、憩と向上の・健康にして文化的な消費生活の場となっていない。今日の生活は、激しい消費時代の商品の渦巻く市場経済の中での欲望にはんろうされている。テレビ情報がつねに購買欲をあおり、新製品が次々と人々の欲求をかりたてて、新たな貧困と差別が起っている。装身具だけに止らず、流行は教育用具にまで及び、ブック靴にあたらしいテレビマンガのスターが入っていないので仲間はずれにされた子が出るといった時代である。正に無政府状態にある商業主義の過熱が「アニマル」と云った諸外国の評価にまで発展している。

今日の児童の生活環境は、一口にいて激しい時代の変化の中で作られた悪条件の中にあるといっても過言ではない。

3 児童福祉政策と行・財政

現在、国の児童福祉政策の中心は児童福祉法によって行なわれている。昭和23年に施行されたこの法律は、「第1条1項 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。第2項 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」として、これが児童の福祉を保障する原理であることを明確にしている。

ところでこの法律は当時の厚生省事務局からは児童保護法として提案された。つまり第1条、第2条にあるような、すべての児童を対象とするものではなかったわけである。あくまでも特殊な児童の緊急保護対策として、従来の救護法に児童虐待防止法、少年感化院法等の部分をもとめたにすぎないものが原案としてだされ、諮問を受けた中央社会事業委員会において児童福祉法として、すべての児童という考え方が入れられたといういきさつがある。

しかも現実の児童福祉政策を行・財政の面から見ると、大蔵省財政当局の用語である「児童保護補助金」を内容的には一步も出ていない。

社会福祉の施策面では妊産婦保護、3歳児検診、難病対策、児童手当と施設保護対策より幅が広がったように見えるが、その裏付けの財政保障が非常に不十分である。とくに児童福祉は社会福祉全体の中でもつねに施策的にはあとまわしにされ、老人対策、その他に遅れている。国家予算全体でみると46年度に比べ47年度の社会福祉予算は37.5%ふえたが、そのうちの児童福祉費は29.1%に止まっている。福祉行・財政の貧困は国家財政一般会計予算中における社会保障費が14.3%と低いことに起因しているが、児童福祉施設に対する施策の低さは、法律にもとづく施設運営の最低基準を時代に合うように改正していないことにあらわれている。地方自治体首長が措置権を行使する児童福祉関係費は地方の超過負担を引き起し易い。46年度の地方自治体全国統計によると社会保障関係費で約1兆3,000億円の超過負担

をしていることが報告され、大阪の摂津市では保育所建設にともなう地方自治体の超過負担を訴訟によって明らかにしようとしている。

こうした状況の一方で、施設の再編成計画として暫定定員制度などの施設縮小施策が行なわれているなど、国の児童福祉政策は内容的に多くの問題を含んでいる。

4 施設児童の生活、問題の再生産性

児童福祉施策に対する行・財政が不十分なことは、すべての福祉政策の保障の根本をなす生活保護費の低額にある。昭和47年度、一般消費世帯の上昇率10.6%を上回るのびとして生活保護水準の14%が計算された。この中では物価上昇率5.3%、実質改訂8.3%と算定されたが、つねに国の予測の物価上昇率は大きく変化しており、いぜんとして一般消費世帯生計費の50%にも満たない生活保護費であることには変りない。生活保護費がわが国の場合つねに最低賃金や年金の受給額との関係におかれて、劣等処遇の原則と位置づけが貫かれていることにある。養護施設の子どもたちの生活諸費もこの生活保護費に裏打ちされて来たが、ここ4～5年むしろ物価上昇率だけの改訂で実質的には引き下げられているのが実態である。昭和47年度生活保護費は14%の改訂であったが、施設児童の飲食物費は5%の改訂に止まっている。すでに物価は11%の上昇を示す激しいインフレーションの中で、施設児童の生活は実質的には切り下げられているといっても過言ではない。最近の都市での入所児童は家庭で放任状態が多いため、満足に食生活をしていなくて栄養失調気味な児童が多く、入所後、鼻や耳や皮膚などの病気の治療を必要とするものが多い。

児童福祉法の場合、健全育成を前提としていながら、その財政保障は最低生活費の保障に止まっているために、施設児童に対して文化的な側面の経費は全くといってよいほど支給されていない。わずかに39年に生活指導訓練費と称する小遣いが小学4年生以上で月額100円、また幼児の絵本代として44年より月額20円が支給されているにすぎない。

養護施設の場合、法律では満18歳まで保障される制度になっているが、財政的裏付けのないまま中学卒業就職が普通である。45年の全養協調査によると全日制高校進学者は全国の施設での中卒者2,389人の10.6%、就職して定時制に行ったもの12.7%で進学組は23.3%である。就職者は69.5%、職業訓練所に5.7%、その他1.5%となっている。ところがこの中卒者の進路を1年後の46年に調査したところ、全日制も定時制も約1割の児童が途中でなんらかの事情で挫折している。全日制は学費問題、定時制は仕事をやめることによって挫折したりする。とくに企業内高校の場合などは転職は退学を意味している。45年には就職者の41.0%が29人以下の事業所で働いているが、1年後は44.7%とふえている。逆に500人以下の企業に24.1%就職し、1年後は21.4%とへっている。転職の経験者は全体の33.4%で、転職の理由は、仕事に対する不満、同僚や事業所に対する不満となっている。就職者全体の60.5%は寄宿舎生活であり、29.6%は住込みである。

養護施設児の就職は寄宿舎、住込みが前提のために仕事場に限定があり、小規模のために逆に人間関係が旨く行かないこともある。1年後の調査で行方不明が7.8%あることなど転職が転落になりかねない生活環境で、とくに転職は大きい企業から零細企業へと移って行く。仕事のうえでも就職時サービス業16.9%が1年後は19.6%と3%もふえているのが注目される。

昭和47年度より関係者の永年の予算要求が実って、高校進学が特別経費で認められるようになった。東京その他二、三の県がすでに補助しているにすぎなかった施設児童の高校進学が認められたことは、遅きに失したが朗報である。全国平均高校進学率が86%をこえ、都市においては100%に近く、義務教育化も叫ばれているとき、施設児の差別が一つなくなった意味は大きい。今後は高校だけに止まらず、理容、美容、タイプあるいは調理等、各種学校も18歳保障の範囲に入れてゆくべきである。

とくに養護施設児童や児童収容施設の日常生計費の貧困は社会的体験や生活の創造性を貧困にし、さらに高校進学が常識である時代に中卒で社会に出ることは、現実社会の学歴による賃金保障や位置づけの行なわれる社会で、